

第 162 回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

事業報告

- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

名古屋鉄道株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制

1 当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」を制定し、会長、社長は、その精神を継続して役職員に浸透させ、企業活動の基本となる法令・定款の遵守を徹底する。
- (2) 社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、企業倫理担当役員を任命する。企業倫理委員会は、コンプライアンスに関する全社的な取り組みを横断的に統括するとともに、各業務部門にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス上のリスクを調査・分析し、適切な措置を講じるほか、万が一コンプライアンス違反が生じたときは、再発防止策等の必要な対応を行う。
- (3) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づく行動指針として「企業倫理行動マニュアル」を制定するとともに、役職員等が内部通報できる企業倫理ヘルプライン（以下「ヘルプライン」という。）を企業倫理担当部署及び弁護士事務所に設置する。
- (4) 企業倫理担当部署は、コンプライアンスに関する役職員研修等を実施するほか、ヘルプラインの通報内容を調査し、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、企業倫理委員会に報告する。
- (5) 内部監査部署は、各部署の法令遵守に関する内部監査を行い、その結果を関係する取締役及び監査役に報告する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を確立する。
- (7) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 次に定めるもののほか、取締役の業務執行に関する事柄を記載した文書または記録された電磁的媒体を法令及び当社規則に定められた年限まで保存する。
 - ア 株主総会議事録
 - イ 取締役会議事録
 - ウ 取締役を最終決裁者とする決裁書または契約書
 - エ 計算書類、会計帳簿等
 - オ その他、当社規則等に定める文書
- (2) 取締役または監査役が前号の文書等の閲覧を求めたときは、常時閲覧できる。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「名鉄グループリスク管理基本方針」を制定し、事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- (2) 「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的として「名鉄グループリスク管理運用規則」を制定する。
- (3) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当役員を任命する。また、各業務部門にリスク管理推進責任者を配置する。
- (4) リスク管理推進責任者は、所管する業務・事業に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時には主体的に対応する。
- (5) 重大な危機が発生したときは、対策本部を設置して適切かつ迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し、これを最小限に止める措置を講じる。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営環境の変化等に適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、執行役員制度を採用し、業務執行機能の充実・強化を図る。
- (2) 取締役会は、すべての役職員が共有して目標とする「名鉄グループ経営ビジョン」を定め、この浸透を図るとともに、同ビジョンに基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会は、毎期、この計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するが、特に設備投資、新規事業等に関する予算については、中期経営計画への貢献度を基準に優先順位を決定する。
- (3) 取締役会は、各業務部門を所管する取締役及び執行役員の業務内容と職務権限を定める。また、各業務部門を所管する取締役及び執行役員は、中期経営計画における所管部門の目標及び具体的施策を定め、その実現を図る。
- (4) 代表取締役は、取締役及び執行役員に迅速かつ定期的に業績結果を報告させて検証し、計画が達成できないときは、速やかにその要因の分析及び除去・改善策を検討させるとともに、その対応に必要な措置を講じる。
- (5) 時宜に応じた組織の見直し、業務の簡素化及びITの適切な活用を行い、経営の効率化を推進する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、グループに関する基本方針・重要事項を決定する。
- (2) 当社のグループ統制関係部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ各社に係る政策の立案及び統制を行う。
- (3) 当社は、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づき、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の定着を図るほか、グループ各社にコンプライアンス責任者を配置するとともに、ヘルプラインを設置するなど、業務の適正を確保するための体制を確立する。
- (4) 当社は、「名鉄グループリスク管理基本方針」及び「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、グループ各社にリスク管理推進責任者を配置するなど、グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を行うための体制を確立する。
- (5) 当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社に経営上の重要事項について事前に当社と協議し、または速やかに当社に報告することを求める。
- (6) 当社は、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に基づき、グループ各社の財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。
- (7) 当社の内部監査担当部署は、グループ各社の内部管理体制の監査結果を、関係する取締役及び監査役に報告する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を複数名配置し、監査役の監査を補助させる。
- (2) 監査役スタッフは、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役は、監査役スタッフの人事異動を事前に人事担当取締役から報告を受けるほか、必要ある場合は理由を付してその変更を人事担当取締役に申し入れることができる。また、監査役は、監査役スタッフの人事考課を行う。そのほか、監査役スタッフを懲戒に処する場合には、会社は、あらかじめ監査役にその旨を説明し、意見を求める。

7 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び執行役員並びにグループ各社の取締役及び監査役は、監査役に次に定める事項を報告する。

- ア 重大な法令・定款違反となる事項
- イ 当社またはグループ各社に著しい損害を与えるおそれのある事項
- ウ 経営状況として重要な事項
- エ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- オ その他、コンプライアンス上重要な事項

(2) 当社及びグループ各社の使用人は、上記ア、イ、オに関する重大な事実を発見した場合、前号の規定に係らず監査役に直接報告することができる。

(3) 当社及びグループ各社の役職員は、監査役に前2号の報告をしたこと、または内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

8 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役は、必要に応じ、公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

(2) 前号のほか、監査役職務の執行について臨時的に生じた必要な費用は、当社が負担する。

9 その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の主要な会議に出席することができる。また、監査役と当社の代表取締役との間に定期的な意見交換会を設置する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「企業倫理委員会規則」に基づき、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、当事業年度においては4回開催しました。当該委員会は、企業倫理に関する方針や施策の決定、企業倫理ヘルプラインに寄せられた事案の対応状況等を報告・審議し、取締役会に適宜報告しています。また、企業倫理行動マニュアル、コンプライアンスカードの整備や外部講師による経営幹部向けの講演会、企業倫理担当部署による各階層別の研修を通して、コンプライアンス意識の浸透と定着を図るための取り組みを継続的に行っております。

2 リスクマネジメントの実践

当社は、「名鉄グループリスク管理運用規則」及び「リスク管理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当事業年度においては2回開催しました。当該委員会は、グループ全体のリスク管理の進捗状況を把握するとともに、その対応策について審議し、取締役会に適宜報告しています。また、「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、災害時初動対応訓練など、大規模災害を想定した組織横断的な訓練を実施したほか、2025年度には3年に一度となるリスクの棚卸し調査を行い、事業を取り巻くさまざまなリスクの把握と適切な管理に努めております。

3 取締役職務執行の効率性の確保

当社の取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、当事業年度においては計15回開催しました。取締役会では、名鉄グループ中期経営計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するほか、これを遂行するための取締役及び執行役員の業務分担と職務権限を決定し、効率的な職務の執行を図っています。

4 グループ経営管理の推進

当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社から事業計画などの重要事項に係る事前協議や決算概況及び業務執行状況に係る報告を受けています。また、内部監査担当部署がグループ各社に対して業務監査を適宜実施し、業務活動の適正化を図っています。さらに、会計・税務・法務などの多岐にわたる重要な経営テーマについて、グループ各社の財務・総務の実務担当者に対して、情報共有や実務対応への指導を行っております。

5 監査役監査の実効性の確保

当社は、監査役の監査の実効性を確保するための体制を整備しており、監査役は、監査計画に基づき、監査役会を定期的に開催し、当事業年度においては8回開催しました。また、取締役会、企業倫理委員会、リスク管理委員会、その他の重要な会議への出席を通して、取締役の職務の執行状況及び経営状況を把握するとともに、内部監査担当部署及び会計監査人から適宜報告を受けています。さらに、名鉄グループ監査役連絡会を開催し、監査業務に係る活動報告や各種勉強会を通して、グループ各社の常勤監査役等との意見交換や情報共有を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、交通事業を中心とする各事業を通して、長年にわたり地域の生活基盤の一端を担ってまいりました。

また、これらの事業活動を通して得られたお客様との信頼関係をさらに発展させるべく、企業が存続する限り永く生き続ける内外へのメッセージとして、当社グループの使命を「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」と定めております。この使命のもと、当社グループが提供したい価値・変革の方向性を示す経営ビジョンを「私たちは、信頼の源泉となる「安全」を基盤として、「驚き」から「感動」、そして「憧れ」につながる名鉄グループならではの価値を提供し続けます」としております。

当社では、上記の使命及び経営ビジョンの実現に向けた諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えておりますが、これを実現するためには、グループ各社が長期的視点に立って安定的な経営を維持し、かつ、一体となって相乗効果を発揮していくことが必要不可欠であります。

以上の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの使命及び経営ビジョンをふまえ、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保・向上していくことに十分な理解を有することが必要であると考えております。

株式の大量買付けに関しましては、それが会社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案についての判断は、最終的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大量買付けの条件等について検討し、意見を形成するための十分な時間や情報を提供しないものの存在も想定されます。また、短期の利益を優先し、当社グループの保有資産を切り売りするなど、当社グループの経営基盤を破壊するもの、当社の公益事業者としての役割や鉄道事業の安全の確保に悪影響を及ぼすものなどの存在も否定できません。

当社では、いわゆる「買収防衛策」を現時点で定めてはおりませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、このような当社の企業価値を毀損し、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある株式の大量買付けに対しましては、法令・定款に照らし適切な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	101,158	35,978	211,944	△ 1,116	347,965
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 7,549		△ 7,549
親会社株主に帰属する当期純利益			22,954		22,954
自 己 株 式 の 取 得				△ 11	△ 11
自 己 株 式 の 処 分		△ 11		115	104
土地再評価差額金の取崩			△ 496		△ 496
その他資本剰余金の負の残高の振替		11	△ 11		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		302			302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		302	14,897	104	15,305
当 期 末 残 高	101,158	36,281	226,841	△ 1,011	363,270

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	25,885	107	85,629	47	2,075	113,745	36,600	498,311
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 7,549
親会社株主に帰属する当期純利益								22,954
自 己 株 式 の 取 得								△ 11
自 己 株 式 の 処 分								104
土地再評価差額金の取崩								△ 496
その他資本剰余金の負の残高の振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,023	330	432	1	262	8,050	△ 4,441	3,609
当 期 変 動 額 合 計	7,023	330	432	1	262	8,050	△ 4,441	18,914
当 期 末 残 高	32,909	437	86,062	49	2,337	121,795	32,159	517,225

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 109社

主要な連結子会社の名称

名鉄都市開発(株)、名鉄協商(株)、中日本航空(株)、名鉄グループバスホールディングス(株)、名鉄タクシーホールディングス(株)、(株)名鉄ミライト、(株)名鉄百貨店、(株)名鉄リテールホールディングス、(株)名鉄マネジメントサービス、名鉄E Iエンジニア(株)、名鉄自動車整備(株)、(株)メイテツコム、名鉄NX運輸(株)、太平洋フェリー(株)、名鉄観光サービス(株)、豊橋鉄道(株)、名鉄エリアパートナーズ(株)、(株)名鉄ホテルホールディングス

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式取得により名鉄・ザイマックスアセットマネジメント(株)と(株)NBパーキングを連結の範囲に含めております。

一方、2025年4月1日に名鉄NX運輸(株)はMUマネジメント(株)を消滅会社として、東鉄アシスト(株)は東鉄タクシー(株)を消滅会社としてそれぞれ合併しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)名鉄情報システム、(株)福利厚生倶楽部中部

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 15社

主要な会社の名称

矢作建設工業(株)、トーセイ(株)、(株)電通名鉄コミュニケーションズ

持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、株式取得により関連会社となった(株)サポーレを持分法の適用範囲に含めております。

一方、持分法適用関連会社でありました中京テレビ放送(株)は株式移転により持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

(株)名鉄情報システム、(株)福利厚生倶楽部中部

持分法を適用していない理由

持分法の適用から除外した非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響がいずれも軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日（3月31日）と異なる連結子会社は12月末日決算会社（3社）であり、各社の決算日に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 個別法に基づく原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法に基づく原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社では、鉄軌道事業の車両については定率法、その他については定額法によっております。ただし、鉄軌道事業の構築物のうち取替資産については取替法によっております。また、連結子会社では、主として定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 工事負担金等の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、鉄軌道事業における高架化工事やバリアフリー化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けており、これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

当社の社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 商品券等引換引当金は、一部の連結子会社においては、負債計上を中止した商品券等が回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

④ 整理損失引当金は、今後発生する整理損失に備えるため、損失負担見込相当額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、決算日の直物為替相場による円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 収益及び費用の計上基準

① 当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

企業の重要な事業における主な履行義務の内容について、交通事業は、鉄軌道・バス・タクシーによる旅客輸送を行っております。運送事業は、トラックによる貨物輸送やフェリーによる旅客・貨物輸送を行っております。不動産事業は、コインパーキングの運営、マンション等の分譲販売及び不動産管理を行っております。レジャー・サービス事業は、ホテル・テーマパーク等の運営や旅行商品を企画・販売・催行しております。流通事業は、百貨店・コンビニエンスストア等において商品販売を行っております。航空関連サービス事業は、飛行機・ヘリコプターによる調査測量や機内食調製を行っております。その他の事業は、電気設備工事やシステム開発・保守運用を行っております。

これらの履行義務を充足する通常の時点について、商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点、サービスの提供については、主に役務提供完了時点で収益を認識しております。なお、サービスの提供において、一定期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年～17年間で均等償却をしております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、それぞれ採用しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理によっている。

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金

ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するもの

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職時に支給する退職給付に充てるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による主として定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による主として定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期より（一部の連結子会社は発生した期より）費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当連結会計年度末から、法人税及び地方税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	交通事業	運送事業	不動産事業	レジャー・サービス事業	流通事業	航空関連サービス事業	その他の事業	合計
鉄軌道事業	101,450	-	-	-	-	-	-	101,450
バス事業	49,792	-	-	-	-	-	-	49,792
タクシー事業	23,506	-	-	-	-	-	-	23,506
トラック事業	-	189,410	-	-	-	-	-	189,410
海運事業	-	18,673	-	-	-	-	-	18,673
不動産賃貸業	-	-	19,652	-	-	-	-	19,652
不動産分譲業	-	-	44,825	-	-	-	-	44,825
不動産管理業	-	-	16,008	-	-	-	-	16,008
ホテル業	-	-	-	25,842	-	-	-	25,842
観光施設事業	-	-	-	22,381	-	-	-	22,381
旅行業	-	-	-	59,317	-	-	-	59,317
百貨店業	-	-	-	-	18,081	-	-	18,081
その他物品販売	-	-	-	-	52,127	-	-	52,127
航空関連サービス事業	-	-	-	-	-	32,980	-	32,980
設備保守整備事業	-	-	-	-	-	-	38,237	38,237
その他事業	-	-	-	-	-	-	22,420	22,420
内部営業収益 又は振替高	△5,102	△37,723	△7,143	△1,384	△4,361	△345	△29,307	△85,367
顧客との契約から 生じる収益	169,647	170,360	73,342	106,156	65,848	32,635	31,350	649,341
その他の収益	5,683	-	26,988	-	-	-	9,570	42,242
外部顧客に対する 営業収益	175,331	170,360	100,331	106,156	65,848	32,635	40,920	691,583

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	3,061
売掛金	63,347
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	2,705
売掛金	63,261
契約資産（期首残高）	3,269
契約資産（期末残高）	3,505
契約負債（期首残高）	24,942
契約負債（期末残高）	21,355

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,687百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りの開示に関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社である名鉄NX運輸(株)は、前連結会計年度に実施した事業統合後の新体制下において、運行体制の再構築に取り組んでいる途上であり、継続的に営業損失となっております。対象となる固定資産の帳簿価額は76,440百万円であり、これらの資産グループにおいて減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定及び測定を実施しているものの、回収可能価額が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上していません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

減損損失は、当社グループが所有する資産のうち、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額が減損損失として認識されます。

② 主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等や販売業者から入手した買取見積額から処分費用見込額を控除した価額を使用しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の識別、減損損失の認識及び測定にあたっては、不動産鑑定評価基準に基づいた評価額等について、経済的情勢や市況の悪化等により見積りの前提条件に変化があった場合、固定資産の減損損失が発生し、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保付債務	
(1) 担保資産	
土地・建物及び構築物ほか	3,334百万円
(2) 担保付債務(1年以内返済額を含む)	
長期借入金ほか	2,229百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	835,242百万円
3 鉄軌道事業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額	206,314百万円

4 土地の再評価

当社、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社において、「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行っております。

当社及び連結子会社の評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した後、親会社の持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。また、持分法適用関連会社の評価差額の当社持分相当額については、当該差額に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

主として、土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う算出方法を原則とし、一部の土地については同条第4号に定める算出方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日

当社、名鉄都市開発(株)ほか連結子会社3社 2002年3月31日
名鉄協商(株)ほか連結子会社1社 2000年3月31日～2001年12月31日

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との差額

7,942百万円

(注1) 当社、名鉄都市開発(株)、名鉄協商(株)については、当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が運輸業等営業費及び売上原価に含まれております。

1,058百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 196,700,692株

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の第161回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,549百万円
- ・1株当たりの配当金額 38.5円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月25日開催の第162回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 7,846百万円
- ・1株当たり配当金額 40.0円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月26日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 24,606,760株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、一時的な余資は短期的な預金等に限定し、資金調達については、主に社債発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式などであり、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループでは、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案し保有状況の見直しを継続的に行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引等を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債務に係る為替変動リスク、燃料油に係る価格変動リスクを回避する目的で利用しており、その取引は内部管理規程に従い実需の範囲で行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券（1年以内償還予定を含む）	10	7	△2
② 関係会社株式	32,863	40,984	8,120
③ その他有価証券	77,182	77,182	—
資 産 計	110,056	118,174	8,117
(2) 社債（1年以内償還予定を含む）	315,000	282,950	△32,050
(3) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	280,672	265,672	△14,999
負 債 計	595,672	548,622	△47,049
(4) デリバティブ取引	360	360	—

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、商業・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（以下、組合出資金等という。）は「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場関係会社株式	18,115
非上場株式	30,216
組合出資金等	11,768
合 計	60,100

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項については（ ）で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券の時価については、相場価格があるものの、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債（1年以内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、相場価格があるものの、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされております。当該長期借入金については、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ商品の時価は、金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のテナントビル、駐車場、その他賃貸施設等（土地を含む）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
244,785	314,836

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。また、重要性が乏しい物件については、固定資産税評価額に合理的な調整を行う方法等により算出した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額	2,473円18銭
2 1株当たり当期純利益	117円 5銭

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	百万円 101,158	百万円 33,646	百万円 -	百万円 33,646	百万円 2,807	百万円 76,403	百万円 79,211	百万円 △ 1,098	百万円 212,918
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△ 7,549	△ 7,549		△ 7,549
当 期 純 利 益						31,607	31,607		31,607
自 己 株 式 の 取 得								△ 11	△ 11
自 己 株 式 の 処 分			△ 11	△ 11				115	104
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						33	33		33
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替			11	11		△ 11	△ 11		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	24,080	24,080	104	24,185
当 期 末 残 高	101,158	33,646	-	33,646	2,807	100,484	103,292	△ 993	237,103

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 20,324	百万円 82,689	百万円 103,014	百万円 315,932
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 7,549
当 期 純 利 益				31,607
自 己 株 式 の 取 得				△ 11
自 己 株 式 の 処 分				104
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				33
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	7,843	△ 33	7,809	7,809
当 期 変 動 額 合 計	7,843	△ 33	7,809	31,994
当 期 末 残 高	28,167	82,655	110,823	347,927

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

貯蔵品	総平均法による原価法
-----	------------

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 有価証券

満期保有目的の債券	原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格がない株式等以外のもの	時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
市場価格がない株式等	移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

鉄軌道事業の車両については定率法、その他については定額法によっております。ただし、鉄軌道事業の構築物のうち取替資産については取替法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における高架化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けており、これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 整理損失引当金

今後発生する整理損失に備えるため、損失負担見込相当額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込相当額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

鉄軌道事業収益

主に鉄道による旅客輸送サービスから得られる収益であり、当社は運送約款等に基づき、顧客に対して鉄道輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、旅客の鉄道輸送役務の完了をもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務が充足された時点または履行義務の充足の前の一定時点に前もって受領しております。定期券は有効期間にわたって履行義務が充足されるため、有効開始月から終了月までの期間の経過に伴い収益を認識しております。

7 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、それぞれ採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(会計上の見積りの開示に関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 674,685 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、鉄軌道事業固定資産は単一のグルーピングとして、開発事業固定資産は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である賃貸物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	505,502百万円
2 事業用固定資産	
有形固定資産	523,924百万円
土地	249,423百万円
建物	77,103百万円
構築物	161,526百万円
車両	22,276百万円
その他	13,594百万円
無形固定資産	6,382百万円

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務などに対し、保証を行っております。

(株)名鉄ホテルホールディングス	6,195百万円
名鉄ワールドトランスポート(株)ほか6社	4,193百万円
計	10,388百万円

(注)上記のほか、当社の完全子会社であり、ICカード乗車券発行事業及び電子マネーサービス事業を営む(株)エムアイシーとの間に、同社が負担する債務について、包括的に保証する契約を締結しております。

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	241,460百万円
長期金銭債権	634百万円
短期金銭債務	21,209百万円
長期金銭債務	1,850百万円

5 鉄軌道事業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等の累計額 198,541百万円

6 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う算出方法を原則とし、一部の土地については同条第4号に定める算出方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1 営業収益	111,935百万円
2 営業費	95,454百万円
運送営業費及び売上原価	63,641百万円
販売費及び一般管理費	7,103百万円
諸税	6,101百万円
減価償却費	18,607百万円

3 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	10,970百万円
営業費	13,067百万円
営業取引以外の取引による取引高	40,272百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 547,187 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付、減価償却費、賞与引当金関係の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(追加情報)

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月21日)を適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株名鉄マネジメントサービス	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	百万円 48,423	短期貸付金	百万円 238,375
子会社	株名鉄ホテルホールディングス	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	百万円 6,195	債務保証損失引当金 (注3)	百万円 6,266

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

(注2) 株式会社名鉄ホテルホールディングスの借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。当事業年度末において債務保証損失引当金を6,266百万円計上しております。

(注3) 債務保証額12,462百万円のうち、6,266百万円は引当計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,773円75銭
2	1株当たり当期純利益	161円15銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。